

1. 開催日時：2023年4月19日（水） 10:00～12:15

2. 場 所：オンライン

3. 出席委員等

主 査	柳川 範之	東京大学大学院経済学研究科教授
主 査	羽藤 英二	東京大学大学院工学系研究科教授
委 員	大橋 弘	東京大学大学院経済学研究科教授
同	大屋 雄裕	慶應義塾大学法学部教授
同	後藤 玲子	茨城大学人文社会科学部教授
同	赤井 厚雄	株式会社ナウキャスト取締役会長
オブザーバー	中空 麻奈	B N P パリバ証券株式会社グローバルマーケット統括本部 副会長
同	伊藤 由希子	津田塾大学総合政策学部教授
同	星 岳雄	東京大学大学院経済学研究科教授
同	松田 晋哉	産業医科大学医学部教授
同	井伊 雅子	一橋大学国際・公共政策大学院教授
同	鈴木 準	株式会社大和総研執行役員
同	西内 啓	株式会社データビークル取締役副社長
同	土居 丈朗	慶應義塾大学経済学部教授

---

（概要）

#### < 地方行財政について >

##### ・自治体DXの推進について

##### ○委員

非常に総務省もデジタル庁も頑張っていることがよく分かる、緻密に詰めて結果を出していることがよく分かる工程管理だと見受けた。

重要なことは、デジタル化の推進に当たっての自治体の業務の標準化、システムの統一・標準化というところで、それをベースに基本的にはデジタル庁と総務省がチームを組みながらつくり出していったものを自治体が使っていく。他方で、デジタル人材の確保は自治体においてというのがあり、これはやや並列的に議論をされているところであるが、そこは並列の議論ということではなくて、大事なのは最初の自治体の基幹業務システムの統一・標準化のほうである。ここがきちんと進んでいけば、実は後半のデジタル人材の確保についての懸念は次第にフェードアウトしていくものだと考えている。例えばスマホの i P h

oneを買って、昔であれば説明書を読んで、電話で聞きながらなどということをやっていたわけである。今、そういうことをする人はほとんどいないと思う。クラウド上でFAQを見て確認するような形で課題が解決されたり、あるいは分からないことがあって質問したときにピアツーピアでそれに対するソリューションを出してくれるような人たちが既にコミュニティの中にいたりする状況である。

そうしたことを考えていくと、恐らく自治体では同様のデジタルの専門の人材を外部から登用して、なおかつそれを恒久的に置いていく形でいくのはおかしいと思っており、今は移行期間としては必要であるが、これが固定化しないように、逆に言うならば、自治体の職員がデジタル化に対応するような形での、専門職員というよりも言わば既にデジタル庁と総務省によってつくられたプラットフォームのユーザーとして、それを使って住民にサービスを提供する形にしていかなければいけないと考えている。それは課題であるが、同時に、悩みは実はずまくいけばそんなに続くものではないということである。デジタル化は移行プロセスを示す概念で、デジタルではないところをデジタルに持ってくる。今、我々が目指しているのは、デジタルに持っていく、デジタルがデフォルトになる社会をつくることによって、業務の効率化やあるいはコストの集約を図ると同時に、住民サービスのレベルアップを図っていかうとするわけであり、移行期間に限るという、恐らくこういいうことで、中で職員の研修あるいはレベルアップということが書かれているが、この段階に入ってくると、その辺りのほうがむしろ私は大事なことになってくると考えている。

これは別のところでも議論があるかもしれないが、マイナンバーが申請件数でいったら9,000万人ぐらいに及ぶ形になってきている中で、むしろそれをどう使って今のシステムの標準化の中に織り込んでいくのか、自治体の業務の縦割りになっているものに横串を刺していくためにどうしたらいいかをそろそろ検討し始めていかないと、若干時代の流れに対し、今はいいが、半年、1年ぐらいすると後れを取る可能性があると思っている。そういう視点でレビューをしながら着実に進めていっていただきたい。

## ○委員

このシステムの標準化やDXを進めていくということは、ほかの委員の方々とも同様に、着実に、遅滞なく進めていくべきだということはまず間違いないことだと思う。その上で、システムの標準化に合わせて業務の標準化もできるという部分もあるが、もっとそれ以上に、旧来型というか、紙を前提とした業務フローを根本的に改めることも併せてしないと、結局のところ紙が電子データに変わっただけで仕事のやり方はあまり効率的になっていないということになりかねないとも思う。先ほどの御説明にもあったように、これから人口減少で職員の数も限られていくなかで、業務が職員の減少に合わせて減っていくわけではないので、そういう意味では、少ない職員の人数になったとしてもしっかりと行財政が回していけるようにするという意味において、今、ここでしっかり基盤をつくっていくことも必要だと思う。

そういう意味では、どれだけ電子化されたか、デジタル化されたかということも大事であるが、併せてどれぐらい仕事の作業効率が上がったかも何らかの指標を持って測る。なかなか目標を立てるとするのは難しいかもしれないが、業務の効率化効果を測定する、そういうことにも注力していただきたいと思う。

#### ○委員

資料1-1の最後のページだが、この1,000を超える全ての自治体が $\beta'$ のモデルに移行してL G W A Nから脱却することが望ましいと思うが、自治体側にかかなりの費用が発生するのではないかと思われ、自然体では進まないのかと懸念している。お金がある自治体以外は、当面の間、相当の期間 $\alpha$ で仕事せざるを得ないのではないかと思う。他方で、これだけ通信技術が世の中で進んできている中で、現状の遅いL G W A Nの回線で仕事をせねばならない状況が続くことは、職員にとって自治体で働くことの魅力を相当程度低下させることになりかねないのではないかとかなり懸念をしている。

当面の対策としてはL G W A Nの回線を増強することだと思っているが、新規に光ファイバーを敷設するようなことになればこれまた相当の費用投入になり、将来の維持費用の問題も必ず出てくるものと思う。新規に光ファイバーを敷設することなく、商業用で敷設してある現在使われていないダークファイバーを活用することを検討しながら、できるだけ安価にかつ迅速にL G W A Nの回線速度を上昇させる方向で、自治体に検討を促していくことが重要ではないかと思っている。

いずれにしても、L G W A Nが職場の魅力をこれ以上低下させることのないように、民間で使える設備もしっかり活用しながら、迅速かつ効率的に自治体のデジタル化基盤を整える方向で、総務省にぜひ動いていただければと思っている。

#### ○委員

自治体間は民間企業と違って直接的には競争関係にあるわけではないので、システム共通化やグッドプラクティスの共有をやれるところは、やっていくべきだと考える。だから、こういうシステム共通化を進めていくのは大変正しいことだと思う。

ただ、効率化の話を中心にやっているのは、もちろん財政の話をしているわけだから当然正しいわけであるが、社会全体のコスト削減という観点から見ると、ディスインフレーション、ミスインフレーションの存在が社会的に結構大きな課題になってきている。どういう条件ならば、ある情報が信頼できるかという話を考えたときに、これを契機としてというように基点に置けるものごとをトラストアンカーといい、国や公共的な情報システムからつながっているということが持つ機能が確実にあるだろう。だから、例えば観光情報の公開などにしても、ちゃんと国ないし自治体のウェブサイトからつながっているところで検証されるということが考えられる。そういうトラストアンカーとしての機能を果たすことを念頭に置いて今後は考えていくべきだと思う。〈参考1〉

## ○委員

基幹業務システムの統一、大変よいと思うが、リダンダンシーを考えると、業者の複数の入札が確保できるかとか、あるいはデータの活用もできるように、GPTやLLMが今後は前提になると思うが、その際に基盤データを学習させるためのスパコンやクラウド連携における割り勘効果という話もあり、それらも踏まえつつ、データ共有のルールづくりなどもきっちり想定しないと、独占的な環境が生まれやすく、長期的には財政効果が出ないといった可能性もあるので、そういう点に留意していただきたい。

また、セキュリティを考えると多要素認証などいろいろな技術が必要になってくると思うが、多くの特許を海外企業が持っていることもあり、日系企業の受注が難しくなるのではないかということも危惧している。技術コミュニティの育成も十分にぜひやっていただきたいと思う。〈参考2〉

## ○委員

DXや人材育成を進めているということ、状況はとてもよく分かった。知りたいことは、その成果がいつ頃出てくるのかということ、具体的に地方財政統計年報や、日本の基幹統計である社会保障費用統計の公表が2年遅れである。DXの問題というよりは、そもそも地方財政の会計システムが現金主義であるということ、日々仕訳や発生主義にしないとDXも生きてこないと思うが、そうした会計システムの改革も同時に進めているのかどうか。現在、公表が2年遅れのこうした重要な国の統計が、いつ頃までにどのぐらい公表を早めることができるようになるのか、分かる範囲で教えていただきたい。

## ○デジタル庁

まず、システムの標準化と人材との関係について、御指摘のとおりである。団体によってはこの標準化の取組、小規模団体にこそ、これは非常に有効でありがたいという声も伺っている。将来的にかなりフォーマット、プラットフォームがはっきりしていくため、それを使える人材であればよいというところになってくるかと思う。今後小規模団体としても人材の確保等について、効果として出てくると考えている。〈参考3〉

マイナンバーカードの関係であるが、今回の取組は自治体のベースの業務の話であり、マイナンバーカードというよりはマイナンバーを使っている業務である。この横串という意味では、今回業務フローをしっかりと国で整備していくので、マイナンバーの情報連携を使う形を業務システムの中に取り込んでいくというところはあるかと思う。カードについては、今後オンライン申請、マイナポータル等、国民側で動くアプリケーションの部分が標準化によって非常に連携しやすくなっていくので、こちらを今後もサービスに活かしていくことが、やりやすくなっていく効果があるものと考えている。

業務フローの関係は、もちろん国で標準化をしていき、それに基づいてシステムが出来

上がる形となり、関係省庁とも連携してしっかり業務フローを、紙を前提としないようなものにできるかどうかは鍵だと思っており、その業務フローの中でしっかり反映していくことである。

リダンダンシーの確保ということでは、今回移行の関係で各ベンダのリソースが非常に逼迫しており、今回のシステム移行の段階でいろいろなベンダから選べるという環境が、必ずしも十分確保できない可能性が出ているという声を伺っているが、標準準拠システムへの移行後については、このプラットフォーム、データ要件がそろっていくので、しっかり競争が働く形で確保していけると考えている。〈参考2〉

データ共有については、これは担当から離れるが、様々なリスクがあり、今後のデータ共有のルールなどをしっかりつくっていく必要があるので、ルールとリスクと活用の方向性を含めて、関係省庁を含めて検討していくのかと感じている。

## ○総務省

委員から御指摘のあったネットワークについて、小規模団体の話やL G W A Nの話をしていただいた。御指摘のとおり、どんどん技術が進む中でよりよいネットワークのアクセス環境を各自治体が使えるように、我々も不断に検討して取り組んでまいりたいと考えている。

育成の関係で、今、移行期間であって固定化しないようにということはもっともだと思う。将来に向けては育成が非常に重要だと考えており、表の中にあるように、デジタルツールを活用して業務改革が提案できるとか、あるいは要件をしっかり整理して発注することができるか、そういったリーダーを育ててまいりたいと思う。〈参考3〉

北九州市で高専と連携していろいろ環境を整えているということは重要であり、総務省としてもこういった取組はしっかり支援し、横展開をしていきたいと思う。〈参考5〉〈参考6〉

それから、市民への情報発信はそのとおりだと思うので、国として自治体にどのように求めることができるかというのはあるが、しっかり対応していきたいと思う。〈参考5〉

## 〈地方行財政について〉

### ・地方創生臨時交付金について

## ○委員

地方創生臨時交付金であるが、かなり長い間交付をしていたという実態があると思う。今後のことで幾つかポイントをあげたいが、まず、交付することに当たっては、どういう条件であれば交付を中止する、これはコロナの初期だと難しかったかもしれないが、期間限定で、もし本当にさらに必要があれば延ばすといった形で、本当に必要な時期、必要なタイミング、必要な資金が必要な対象に交付されているのか、確認しなければいけないのではないかと思う。総額はかなり膨れ上がっていて、報告書をまとめるだけでも一苦労と

いうことであってはいけないと思う。

2点目としては、配るからにはどうやれば成果を把握できるのかも含めた上での交付が大事であろうと思う。今回の交付金はコロナ対策という名目さえ立てば何でもオーケーという形で交付しているので、非常に多岐にわたる事業に使われており、たくさんの目的で使われているため、分類一つ統一的に取ることができない等々のこともあると思う。今後このような交付金をするのであれば、どのような形で成果報告をすることができるのか、つまり、今の文書だとインターネットで公表することと書いてあるが、全部公表している自治体は13%しかなくて、少しでも公表すれば公表したことになるというお役所的なルールでオーケーとしているのはいかがなものかと思う。

それから、交付金はもらった者勝ちになってしまって、返金があるようなないような、幾つか返金があったと会計検査院には書いてあるが、基本はなかなか配ったものは取り返せないということだと思う。そうであれば、将来的に検証したときに払い過ぎてしまったという自治体や事業所に、今後はこういうことをしなければ交付はできないといったペナルティーといったものは設計できないものか。つまり、公費で何兆円も使っているため、何も報告しないままやり過ぎてもらった者勝ちになってしまい、また次の交付金があればもらうという仕組みになっていては全然規律が働かないと思うので、この辺りに関して、総務省としてどのような今回の経験を踏まえて対策を考えているのかという点について伺いたい。

#### ○委員

この地方創生臨時交付金の問題はどこかにあるかということ、金額が大きい割には効果が不明確なことである。結果的にいうと、そういうものは抑制的に対応すべきだということで、便利な財布のままというわけにいかない。それに対する対応でよく言われるのは、自治体のきめ細かな事情に寄り添ったという表現がよく使われるが、これは政治の表現であって、行政がそれに対し表面的に追従してはいけないと思う。行政の側としてはそれをどうやって評価するのかを考えるべきであり、寄り添うからということでの評価の仕事を放棄するというのは、いかがなものかと思っている。評価をするのであれば、K P Iを決めてしまって、それを集計して公表するということをしなければいけないのであり、自主性に任せて自由にやってくださいという形だと、牽制機能がそこで働かない。

ただ、唯一この手の交付金であり得るとすれば、そういったプロセスを通じることによって自治体の本体の予算、自己財源に基づく予算で行っていく様々な施策について、規律という意識をこの交付金で報告しなければいけないということから癖をつけてもらうこと。自治体の自主財源を用いた行政サービスに関する予算の使い方のE B P Mに結びつくというところはあるので、一挙に全てやめてしまえという言い方は全くしないが、そこは逆に地方行政に任せ過ぎるのではなくて、国が旗を振って何らかの形で納得感のある説明を国民に対して提供できるような枠組みを整備することが大事であって、細かなK P Iをたく

さんつくる必要はないが、代表的なものとして、そもそもこれによって何を目的としているかという上位の目標があるはずで、言い換えれば第2階層に対して第1階層としてどのようなものを置いたらいいかは、自治体はできないので、国がリーダーシップをとって決めて、それを公表していくべきである。そういう形のソリューションを提供するという方向でいかないと、迷路に入ったままで課題解決が先送りになってしまうのではないかと懸念する。

#### ○委員

地方創生臨時交付金は、今回の新型コロナウイルスに関する施策としては結構大きな目玉であり、そういう意味でも今まで様々なことを詰めており、努力はよく分かるが、まだ指摘されてしまうのではないかと危惧される部分があるため、指摘したい。例えば、資料2の7ページにあるように、事業の実施状況の公表している地方自治体が80%に増えたとのことだが、一部しか公表していない地方自治体も結局30%もある。資料14ページ・15ページの地方創生臨時交付金の効果検証を見ても、「その他」という分類が数多くあり、「その他」という分類の中に「その他」があるケースもあり、しかも金額は大きく、それが何なのか、全く分からないということになってしまっている。

そもそも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、地方自治体の実施計画に基づいて国から交付金を計上・交付し、その用途は問わなかったわけであるから、この交付金について、どうやっていくか・どうやって見ていくかということは今更言われてもなかなか難しいということはよく分かるが、どうしてこういうことにお金を使ったのかということや、地域住民の消費の補助のために配布した商品券が使われずにタンス預金として残っているのではないかということなど、色々言われていることに関して、検証して効果を見ておくべきである。また、この効果検証を行っている中でも、例えば、「感染拡大防止」という分類の中の「PCR検査の費用補助」は39%しか充当実績がないとのことだが、どうしてなのか、などの疑問もある。

この問題は、コロナ対策に対してのお金を使い過ぎたことをどう反省するか、どこに無駄があったか、を炙り出し、それを反省することが、まずは重要だ。しかし、それだけではなく、次の危機にどう活かしていくかということが、とても重要であるため、時間が経ち過ぎて面倒であったり地方自治体が協力しないといった様々なことがあると思うが、もう少し細かいデータが公表されると良い。

#### ○委員

効果検証をしっかりとすることは重要で、そうした取組を促しているという方向性はよいことであると思う。他方で、効果検証することが目的ではなく、効果検証を踏まえて次の政策立案にどうつなげているのかにフォーカスすることが重要であると思う。コロナや物価高騰など危機的な対応として行った事業が全て成功したとは思えないし、そうしたこ

とを効果検証で事業にマル・バツをつけていくことはあまり生産的なものではないと思うが、他方で、そうした事業の取組からどのような学びを得て、次の政策立案にしっかりつながっていくのかを見ていくことは重要かと思っており、そうした取組を効果検証と併せて総務省に進めていっていただきたいと思う。これは恐らく行革や行政評価などと連携して取組を進めていただくのも有効かと思う。

#### ○委員

地方創生臨時交付金に関しては、必要な政策に充てているという説明を自治体はされるのだと思うが、実施状況や効果について公表を求められているにもかかわらず公表されていない状況があることを考えると、そもそも基本的にはコロナ禍が終わっていくので縮減・廃止していく方向であるべき交付金だと思うが、交付を続けるということであれば、一般論としては、公表を交付の要件にしていくといったことも検討していただく必要があるのではないかと思う。

それから、実際には、歳出の中身が平時でも行われうるいろいろな行政の費用に充てられているということも窺われ、感染症対応の支出であるのか線引きが曖昧というところがあると思う。一般財源とどう違うのか、一般財源の節約になっているのではないかという指摘もあるので、効果を検証して、この交付金によって地方が一体どのようによくなっているのかということや、地方自治体の財政収支や財政調整基金などに与えた影響の状況を見ていただく必要がある。最終的には、先ほどの自治体DX推進も同様だが、得られた効果を、例えば地方財政計画にフィードバックして反映させていくべきである。経済・財政一体改革ということでは、それをやらないと改革の出口にならない。それぞれ個別の政策をきちんとやっていくということは本来の問題として重要だが、この委員会が担っている一体改革の出口としては、巨額の交付金をもたらしたアウトカムを地財計画などにフィードバックさせることを考えていただく必要があるのではないか。

#### ○内閣府

公表の状況について、確かにアンケートの取り方として一部の事業についてという選択肢も設けているが、実際にやっている例を見ると、基本的にはほとんどの事業を何らかの公表はしていると思っている。一部本当に欠けていることもあって一部と回答しているのかもしれないが、実際に公表している例を見ると、実際にやっている事業はほぼ網羅する形で、かつ少なくともアウトプットのところまではかなり数字を入れて公表しているのが今の状況かと思う。これで情報量として十分かどうかという議論はあろうかと思うが、まずはそういった取組を続けていきたいと思っている。

また、当然臨時交付金はかなり異例の措置というか、未知の感染症拡大という危機において講じられたあくまで臨時の措置であると考えており、これは国会の場でも常々答弁申している。物価対策とかそういったことにもシフトしてきている状況でもあるので、その



ときの社会的な要請に応じて政府全体で判断してきた結果かと思っている。

ただ、今後また新たなパンデミックが起こったときなど、そういったときにどうするかを考えたときに、今回の臨時交付金の特徴として、一つは地域の実情に応じて自由度が高く使えるようにしたということがあると思っている。その結果として、地域別に使途に傾向が見られていて、感染症が拡大した地域では感染症対策や事業者支援、比較的感染が収まっていたところについては地域経済活性化に使われるというような大きな傾向や、これは地域の実情に応じた使われ方がしたということは言えるのかということと、また、使途について、そもそも経済対策に掲げられているものについては幅広い使途を認めたということがある。基本的な感染症対策や事業者支援あるいはポストコロナを見据えた経済回復や経済構造の強靱化みたいなことまで使途として認めたということで、その結果として令和2年度は基本的な感染症対策や地域経済、住民生活の下支えに7割が使われたという結果で、これは令和3年度もそう変わらない傾向になると思う。こういった経験を今後しっかり記録として残しておく。それによって今後新たなパンデミックが発生した際に、地方にこういう資金を提供した際にどういう使われ方をするのかということはしっかりデータとして残していきたい、どういう財政需要があって、どういう事業が行われたのかは示していきたいと思っている。〈参考7〉

また、KPIについて、政策はいろいろと時の社会的な要請によって中身も変えていくので、一貫してKPIを設定するのはなかなか難しいところもあるのかと思うが、今までの取組として、令和3年度の途中から各自治体にはKPIというのか、成果目標を実施計画に記載させることにしている。そういったものを今後どのようにフォローアップしているかも見ていきつつ、今後新たなパンデミックのようなことが発生したときに、そういう制度設計をする際に、あらかじめKPIを設定すべきかどうかや、あるいはどのように効果を集計するか、そういったことも考えている。

#### ○委員

今の答弁に対し、盛んに言われたのは、どのように使われたかという話である。おかしな方向には使っていないのはいいが、我々が言っているのは、使われたものがどういう効果を現したのかを評価しないと、言わばKPIでいったら第1階層は分かるのだけれども、第2階層が全然出てこないということだと思う。そうすると、政策の臨時交付金の当初の目的を達成したかどうかの責任ある説明ができないということであり、次回はKPIをといてではなくて、むしろ優先順位を上げて先にKPIを設定して、説明責任を持っている人がどうやって説明するのかという姿勢を持つべき。そのような主体性を持って議論していかないと、課題は解決されず、同じようなことの繰り返しになると思う。

#### ○委員

政策をやったときに、目的はどうであれ、例えば感染の蔓延度や、経済成長などにどう

いう効果を持ったのかを、指標を明らかにして検証していくというのが重要だ。その観点から、今回の臨時交付金が地方自治体によっていろいろな違った方法で使われたというのはいいことである。データを見て、例えばどういった自治体がこの交付金を感染拡大防止に使ったのか、どういった自治体が中小企業の支援などに使ったのか、そういった分析ができる。その上で、感染拡大防止に使うような確率が同じような二つの地方自治体で、一方は感染拡大防止に使って、一方は中小企業支援に使ったというようなことがあれば、その効果がどう違ったかを見ることによって、その政策の効果を正確に分析することができる。この意味で優れたデータなので、整理してきちんと分析していただきたい。

#### ○内閣府

どういった自治体がどういった使い方をしたかをより分析をするということは、私どももしっかり分析していきたいと思っており、今、令和3年度の効果検証を取りまとめているが、自治体の規模や感染拡大の状況、そういったものに依じてどういった使われ方をしたか、あるいは中小企業や企業数が多いところでは事業者支援が多かったみたいな、そういう相関関係があるかとか、その辺の分析をしながら取りまとめを行っているところである。取りまとめ次第、公表していきたいと思っている。

また、この効果の測定、なるべく効果も分析できればこれは理想的であるが、他方で、どうしてもぶつかる問題として、例えばマスクやパーティションはなかなか定量的な効果は示しにくく、実際に国の専門家会合などでもパーティションに関してはそこだけ切り出して感染対策防止にどう効いたかは評価できない話もあり、どうしても定性的にとどまらざるを得ないようなものもあると思っている。

また、ほかの補助事業の規模が大き過ぎて、なかなか臨時交付金だけ切り出して効果を見るというのは、実態としては難しいものもあるかと思う。例えばコロナ禍において倒産件数というのは実は抑えられたというデータがあるが、実はコロナ前より倒産件数が少なかったというデータもあり、臨時交付金で事業者支援はかなりやっているが、それ以上に持続化給付金などコロナ関係の予算でより大きな規模で入っている。失業率も上昇を抑えられたというところはある、雇用維持のために臨時交付金は使われているが、雇調金のほうがはるかに大きい規模で使われていることもあり、そういった中で、なかなか臨時交付金だけ切り出してどう効いたのかを分析するのは難しいところはある。

一方で、本当は臨時交付金だけしか使われていないようなところは、効果は実は調べやすいというところもあり、例えば、給食費が上がるのを抑制するといった取組をやっている自治体がどれくらいあるかみたいなことは容易に把握できて、それに対して臨時交付金がどれくらい使われているかみたいなことは結構分かりやすいということもあり、ものによって大分できることが変わってくるが、できるところでしっかり効果の分析にも取り組んでいきたいと思う。

また、デジタルとの連携というのは、これは自治体の手元にどういったデータを持ってい

て、それをどこまで活用できるのかということについて、一般論になるが、しっかり我々としても注意を払いながら、より活用していただけるように考えていきたいと思う。

#### ○委員

小規模な自治体においてクラウド化に効果があるというのは間違いのない事実だと思うので、クラウド化についてはぜひ進めて欲しい。ただ、一方で、その副作用ということも、あるいは財政効果があまり上がらないということもあるので、十分に企業側との情報交換、コミュニティの育成みたいなことも含めて考えていただきたいと思う。

COVID-19については、これだけのことをやっておいて効果が把握できない、やむを得ない側面もあると思うが、それでは今後の政策運営についてはEBPMといったところに向かっていかないので、デジタル化についてはできるところとできないところという話もあるとのことだが、でき得る限りそうしたほかのデータも使いながら、どういう施策がどういうところに効いたのかを洗い出す仕組みを、ぜひこれを機会に構築いただきたいと感じた。〈参考8〉

#### ○委員

前半のクラウド化、それから、DXの話は、どういうスピード感でしっかり進めるのがとても大事だと思う。委員の御発言のとおり、いろいろな課題もあるので、しっかりと成果が出る、あるいは無駄が出ないように、ちゃんとチェックしながら着実に進めていくことが大事なので、どちらかという時間、タイミングを切って、早期に実現するようにしっかりと考えていただくことが大事かと思う。

交付金の話は、かなりしっかりと考えるべきポイントなのだろうと思う。ただ、コロナの混乱期においてとにかく臨時的に異例の措置として取られたものの評価という話と、コロナ対応とは違う側面にこの交付金の用途が広がっていているので、これをどう考えるかということ、それから、さらに将来につなげていくためという3つの側面があると思う。したがって、混乱期のところは、ここであまり本当に成果が出たのかという責任論になっても仕方がないのだろうと思う。これは責任論ではなくて、今あるいは将来につなげるためにできるだけ分析をしていくことが重要で、そこはデジタルを使って、あるいは委員の御発言のような多様なことがやられてきたこと自体が非常に重要なメッセージであり、重要なデータではあるので、それを単に結果だけ残すのではなくて、分析につなげていくことが大事だと思う。

それから、今、どうやって収束をさせていくのか、異例の措置を異例の措置でなくすにはどうしたらいいのかということを考えていくことが問われているのだと思う。そのためにも過去の評価をある程度する必要があり、これからは目的をしっかり明示した上で、その目的が達成されたか、成果が出ているかということを確認しなければならない。こういうことが本来お金の出し方であり、この分野に今、お金が出ているというときには、別の

分野から資金がシフトしないといけない。その点もぜひしっかり考えていただきたいと思う。

それから、次のパンデミックあるいは地方財政政策の全体をどう考えていくのかという大きな話を考えるためにも、今まで得られたデータをどう生かしていくかも大きなポイントであり、かなり多くの方々から御意見が出たようにやるべきことがたくさんあると思うので、ぜひしっかり考えていただければと思う。

## <社会資本整備等について>

### ・持続可能なインフラメンテナンスサイクル構築について等

#### ○委員

社会資本のインフラメンテナンスサイクルをこの場で一覧性のある形で見せていただいている意義は、インフラの維持管理・更新の進捗を異なる府省で横並びに確認しながら、よい取組があれば他府省のインフラ管理にも展開してもらおうということだと思う。この点で、2ページ目と3ページ目に各インフラの実施状況を示していただいているが、これをどう解釈するのか、そして、今後に向けて維持管理を充実させていくために各インフラは何をすべきなのか、そのような点まで踏み込んだ検討が不可欠なのではないかと思う。

地域やコミュニティの維持のために、個別インフラの管理というよりインフラ群として面的に維持管理を考えていくことが重要である。ただし、このときのインフラ群は住民目線でのインフラ群であり、各府省の縦割りでのインフラ群ではない。道路や橋梁などだけでなく、福祉医療施設、農業の水利施設、林道など、地域によって群を構成するインフラの中身が異なり、また、インフラの管理者も公的機関だけではないということになる。地域に住み続けてもらうためには、こうしたインフラ群の管理をどうやっていくのか、2ページ目や3ページ目の数字で見えてこない管理主体の合意形成の在り方まで踏み込んだ検討が本来必要だと思う。

より具体的には、地域によっては合意が取れないあるいは担い手がない、そのような課題を抱えて時間ばかりが過ぎていくような地域が存在する中で、インフラ群の取組を広げることができるのか。この点について、取組を御紹介していただいた国交省と、水利管理について問題が既に指摘、顕在化している農水省、そして、実施率が必ずしも高くない福祉医療施設を御覧になっている厚労省にお伺いできればと思う。

#### ○委員

資料3-1と3-2に関して、それぞれ1点ずつ質問する。今、委員も御指摘になった資料3-1の3ページ目だと思うが、面的に管理することが大事だということの中で、私は専門が医療経済のため、地方公営企業の中の医療施設、いわゆる自治体病院において、公立病院の個別施設計画の策定率の低さが気になった。

この表は全体で幾つあるかというN数が分からないため、施設の集合・複合が多いのか少ないのか一概に判断できないが、例えば私の知識で申し上げると、医療施設、自治体病院は900あるうち、2021の施設複合・集約等は合わせて10である。一方で、学校施設は6万校ぐらいある中の合わせて1,200ぐらいということで、それぞれ1%とか、2%とか、全体のうちに占める数という点での比率の比較も有効かと思う。やみくもに数が集約・複合すればよいというものではないが、その施設の古さ新しさということ以前に、そこに人がいるか、つまり、住民がいるかということと、施設を管理できる人がいるかということの問題、サービスができるだけ最低限の実施の人数が担保されるかという問題もあるため、そのような点でも施設の古さ新しさだけではなくて、この施設を維持していく人がいるのかや、そのような住民目線といった、地域の様々な環境を踏まえた評価があってもいいかと思う。質問は、パーセントを出せるかということと、なぜ策定率が低いのかという2点である。

また、資料3-2に関して、1点細かい点になるが、6ページ目に医療・介護の分野でのアナログ規制の見直しと書いてあり、ベースは昨年12月のデジ臨の工程表だと思う。書き方としてお聞きしたいのだが、病院における管理者の常駐は2023年3月まで、一般医薬品の常駐は2024年6月までと書いてあるが、これはそれまでにデジタル臨調で見直しをすかどうかを決めて、例えば薬機法なり医療法なりの検討部会に投げていくような工程表であるという理解でよろしいか。

## ○委員

今の内閣府とデジタル庁のお話を伺い、委員からも「個別のインフラの所在あるいは管理主体は府省庁が分かれているのでそこを全体として引き上げることが大事だ」ということで、遅れているところはキャッチアップすべきだという議論はまさに賛成であるが、その観点からすると、参考資料1として出している不動産IDの活用は実は極めて重要なテーマになってくる。今までは、管理主体がばらばらで、そこに行かないとそれぞれの状態が分からない、所在が確認できないという状況が全体としてあったと思う。不動産IDは名前に「不動産」とついているため誤解をされがちだが、これは日本のあらゆる場所にある土地、建物、構築物、農地、山林に至るまで、付番が可能な17桁の番号ということである。これがルール化をされ、国交省の中でも従来は不動産市場整備課が事務局でやっていたが、今は都市局、不動産・建設経済局、あとは住宅局、ここに横串を刺されて、不動産IDというあらゆる土地建物に対して付番をするIDと、その物の中の状況がどうなっているかを見る建築BIM、これは地下埋設物まで含めてということであるが、これらと3Dの都市モデルのPLATEAUを一体運用する議論が進められている。

これは官民のインフラも含めてその中で把握されるべきものであり、私は別の会議体で首都圏広域地方計画の策定にも関わっているが、その中でも首都圏を中心としてこれを網羅的に広げていって実装することにより、河川やその他も含めてということであるが、イ

インフラの管理について見ていく基盤的な技術として使えるのではないか。その先に、言わばこれはドローンからすると目に相当するものであり、センサーが到達する場所を定めるポイントであったり、データをそこに蓄積することによって、メンテナンスの状況などをリアルタイムと履歴という形で把握できるものである。これが、現在、法務省とデジタル庁が入り、官民も含めた形での不動産IDの推進体制がこの5月に整うということである。これをただ単に不動産という狭義のものにとどめずに、官民のインフラまで広げた形で利用に供するような整備をこれからまた頑張っていたいただければと思う。参考資料1がこの関連の資料であるが、これを進めていく一つの枠組みとして御提案ということで、お話をさせていただいた。

#### ○国土交通省

まず、委員からいただいたインフラ群についてお答えさせていただきたい。この広域的・戦略的に進めていくための概念だが、昨年末に審議会から提言をいただき、これを踏まえて国交省として新たな取組として進めていきたいと思っている。まずはこれから複数あるいは広域的、多分野のインフラを群として捉えるモデル地域を公募し、試行しながら、課題などを整理して、手引や事例集という形で水平展開していく、こういう方針で臨みたいと考えている。

また、委員御指摘の合意形成について、大変重要な視点だと考えている。地域の方々や住民の方々のニーズなど、地域の実情も踏まえて整理をしていかななくてはいけないことだと思っており、そのようなことも含めて検討してまいりたい。また、国交省の所管施設にとどまらず、関係する省庁にも及ぶため、御協力をいただきながら進めていきたい。

#### ○農林水産省

農林水産省関係、例えば農業水利施設については、市町村の枠にとらわれず一連の農業水利システムの範囲内で適切に面的に点検していく取組は現在も行っている。農業水利施設といっても、水路のみならず、取水施設から排水施設、調整施設など多くの施設があるため、今後もそれらを面的に捉えて、点検、修繕、集約・再編等の取組を進めていきたい。

また、農業水利システムについては、取水口は河川であることがほとんどであり、それらの施設は河川区域内にあることが大半であるため、国交省とも連携しつつ点検を行っている。農業水利施設は全国に非常に多く存在しているため、今後も計画的に、適切に点検、修繕、集約・再編を進めていく予定である。

#### ○厚生労働省

福祉関係施設の中でも、特に医療施設について御指摘いただいた。御指摘のとおり、医療施設は、策定率が低くなっているところがあると思っている。御案内のとおり、元々は令和2年度までに100%策定を完了することが目標とされていたが、まだ達成には至って

いない。しかし、ここ数年、働きかけを進めることで、一定程度の進捗が見られていると承知している。自治体等になぜ進んでいないのか話を聞いたところ、新型コロナの影響があって、業務が逼迫しており計画策定ができないという話や、予算や人員の不足によって策定が遅れているという回答があった。厚労省としては、できる限り個別施設計画の策定が進むよう、引き続き、様々な策定の手引の周知等を含めて支援していきたい。

#### ○デジタル庁

応援していただいたと理解をしており、感謝申し上げます。技術検証が必要な1,043条項の中で、実は14類型に入っているものがまだ半分ぐらいしかなく、現在はまだ各省庁と調整中であるため、なるべく多くの方に、これをある意味のプラットフォームとして使っていただきながら、デジタル改革を加速していただけるように努力してまいります。

#### ○委員

現在見ているページで、例えば「医療法人の書類の閲覧：2023年4月まで」のように「まで」という表記がほかのページにもあるが、この「まで」というのは、これまでに誰が何をして、その後いつまでにどうするという事まで決めているのか。「2023年4月まで」というのは、デジタル臨調で見直しを決定するとか、そういう期限なのか。

#### ○デジタル庁

これは、各省庁と工程表を合意したものを全部ホームページに一つ一つ公開をしており、その中に2024年の6月までと書いてあるものはそれまでに具体的にデジタルテクノロジーの活用ができるように規制を変えていただくという合意をしているということである。通達の改正も含めて、法令に係るものは基本的に当局で行う形であり、一括法の審議もこれから始まる場所であるが、そういった法令改正を伴うものを含めて、2024年の6月までには解禁をするということを進めていただいている。〈参考11〉

#### ○委員

それは、見直しするこの文面に書かれたとおりになるということは決まっていて、そのための個別の省庁の対応がこの年月日までに終わるという理解でよろしいか。

#### ○デジタル庁

おっしゃるとおりである。審議会を開かれる方や、それぞれ関連するガイドラインを見直される方など、いろいろいらっしゃるため、全部済む時期がこの年限までということである。

#### ○委員

デジタル庁に関して、委員もチャットでおっしゃっているように、非常に適切な取組だと思う。この一体改革関係の委員会に沢山出て、いろいろな発表を聞いてきたが、その中でも一番よかったのではないかと思う。期待している。

#### ○農林水産省

委員からチャットでいただいた御意見について回答させていただく。委員のおっしゃるとおり、基本法の検証の中で、特に末端の水利施設において管理が不十分になっていくのではないかという議論が行われている。末端の水利施設は、従来より集落で管理が行われており、これについて、単独の集落で維持管理が難しいところは集落間で連携をする、もしくは農業者のみで維持管理が難しいところは非農業者、地域住民の方にも協力をいただきながら管理をしていくという方向性を検証の中で議論しているところである。〈参考12〉

#### ○国土交通省

委員から御指摘いただいた点について、事務局より御紹介いただいたように、5月末になるが、協議会を立ち上げて、不動産ID、3次元のデジタル地図であるPLATEAU、設計情報の3次元デジタル化を進める建築BIM、この3つを一体で空間のデジタル施策ということで、官民を巻き込みながら進めようとしているところである。委員から御指摘をいただいた建物の維持管理やインフラのマネジメントという活用も含めて幅広い分野での活用を心がけて進めていきたい。

#### ○デジタル庁

先ほど委員からいただいた不動産IDの連携について、国交省が不動産IDの取組での実証事業などを今年度検討しており、そこに私どもの不動産登記ベース・レジストリの実証事業で整備をしたデータを提供するなど必要な連携を進めているところであり、引き続き協議会なども含めて、必要な連携を進めてまいりたい。

#### ○委員

インフラのマネジメントについて、ほとんどの経済財政諮問会議で議論する話は事後的なものだが、財政の予防効果に踏み込んだ施策である。その中では、攻めの更新や枯れた技術の水平展開などいろいろあると思うが、何の取組に効果があるのか、何が重要なのかを見極めていく必要がある。委員から議論があったように、地域の面的なインフラ群の管理を本当に定着させていく上では、管理の単位、水平展開で異なる省庁のインフラ、これを一体的に管理していくことが重要であり、それについては国土形成計画の話で「地域生活圏」という話があったが、デジタルも活用しつつ、もう二歩、三歩踏み込んでうまく接続させてほしい。



デジタル臨時行政調査会の取組については、政策の効果把握の仕組みをセンシング、データ蓄積、タッチポイントとユーザーエクスペリエンスの設計を通じて回していく、このような仕組みづくりをしようとしていて、非常に素晴らしい取組である。様々な政府の調査系の体系もアナログ規制でやっていくということでは素晴らしいと思うが、このようなとき、キャップをかけて10%や30%ぐらいはベンチャー系の新しい産業を生み出すというところにもつながってくるため、発注の方式にもぜひ踏み込んでいただきたい。また、継続的にデータが入ってくることになるため、大規模データモデルを前提に、GPTやLLM、このようなものへの接続による大規模データモデルの検討もお願いしたい。

## ○委員

今日は多くの方から横展開や面的な展開の話があった。せっかくこのような会議体を開いているため、そのような意味での横展開をどれだけ推進していくかが大きなポイントだと思う。そこは各委員方からお話があったような点を大いに重視して考えていただきたい。

デジタル臨時行政調査会の取組は、非常に素晴らしいものだと思うため、このようなものがより今の横展開に積極的につながるようにしていくことが重要である。取組を募集中というお話があったが、もっと様々なところが参加をして、より面的な展開を広げていくようにする必要がある。実際にドローンなどを使うというところでいえば、規制緩和ができたとしても、それが自治体等の活用にとどこまで広がっていくのかが大きな課題であると思うので、そこもしっかりやっていただく必要がある。

また、地方自治体のストック適正化の話については、やはり集約・再編等が進んでいない部分に関しては推進する必要がある、単なる事例集ではなかなか物事が進まないのだろうと考える。もう少し内容を充実したものにした上で、自治体にしっかり認識して活用してもらうための工夫を講じることが重要だと思うため、ここもしっかりやっていただきたい。

(参考) オンライン会議のチャット機能による委員からの御意見等

### <参考1>

民間企業とは異なり地方自治体は相互に必ずしも競争的な関係にあるわけではなく、共通性の高い機能・基盤について共通化したり、グッドプラクティスを横展開したりすることで全体的な底上げを図ることは有益であると考えられる。

その上で、機能共通化だけでなくトラストアンカーとして政府が持つ機能についても着目すべきであろう。たとえばウェブ上で、ある自治体の観光地に関する情報が公開されているとして、それが本当に当該自治体から発信されたものであり内容が真実であるかは、偽情報・誤情報が氾濫している現在のインターネットにおいて必ずしも確実に保証されたものではない。その状況で、政府が公開する安全性の確保されたサイトからリンクされていることは、その事実をもって内容の真実性を推認させる情報として機能し得る。通貨の

価値における中央銀行のように、情報の信頼性を担保する機能を政府の役割として認識すべきである。

<参考2>

1) 基幹業務システムの統一はたいへんよいと思うが、システムのリダンダンシーを考えると複数の入札を確保できるか、基幹業務システムのデータ活用についてはGPT/LLMが今後は前提になると思うため、基盤データを学習させるためのスパコンなどとのクラウド連携における割り勘効果なども踏まえつつ（自治体を越えた）データ共有のルールづくりなども想定しないと、独占的な環境が生まれやすく長期的な財政効果を生み出せない可能性もあるので留意してもらいたい。

2) セキュリティを考えると多要素認証になるが多くの特許は海外企業がもっており、日系企業の受注が難しくなるような可能性もあるため技術コミュニティの育成も考えてもらいたい。

<参考3>

自らツールを作成できる「高度専門人材」と活用・発注できる「DX推進リーダー」を分けて示していることは極めて的確だと考える。情報システムの構築にあたっては、デジタル化すべき業務に関する知識については発注側が、デジタル化の手法については受注側が高度に有しているという非対称性が存在し、それにとまらなうトラブルが多発してきた（技術的に可能なシステムを受注側が構築したが発注側の期待にまったく応えていない例、逆に発注側の既存の業務フローを忠実にデジタル化しようとして技術的に不合理な結果を招き開発失敗に至った例など）。行政の観点から適切で合理的な事務の実現と技術的な可能性のバランスを取ることが必要であり、双方について一定の知見を有する人材が仲介役として機能することが求められる。システム・プログラムの開発については基本的には民間への発注になることを想定して、その力を活用できる能力を内部的に涵養することを目指すべきである。

<参考4>

「三層の対策」について

三層の対策は安全性を重視した対策で、一定の意義はあると思うが、自治体における効率的な業務遂行、特にオープンデータを活用した政策の評価分析等を進める上で大きな障害になってきた側面があると聞いているので、ご説明いただいた方向での見直しを引き続き進めていただきたい。

地方行財政分野の重点課題について

「地方行財政の効率化」を達成するための重点課題として「自治体DXの推進について」

と「地方創生臨時交付金について」の2つを取り上げているが、過度な規制や補助要件が地方行財政の効率化を阻んでいるという問題も重要ではないかと思うので、昨年度の委員会で取り上げられた「国による計画等の策定を義務付ける規定の見直し」のような「規制改革・分権化」（による地方行財政の効率化について）も重点課題として取り上げる必要があるのではないかと思う。議論の日程との関係で難しい面もあるかもしれないが、意見としてお伝えする。

#### <参考5>

人材育成については地域単位で継続的な学習ができる仕組みが必要だと思う。今から30年くらい前に北九州市では市内の大学、高専が市民に対してリカレント学習講座を整備して、継続学習の環境を整えていた。残念ながら、今この仕組みは無くなってしまったが、自治大学校が中心となって、各地の大学と協力して、オンラインも含めて継続的に自治体職員がデジタル関連の研修ができる仕組みがあるとよいと思う。また、自治体のDXがうまくいくためには、市民もその仕組みを使えるだけのスキルが必要になると思う。コロナのワクチン関連の仕組みでは、このことが問題になった。市民がDXに対応できるよう分かりやすい情報提供も必要だと思う。

#### <参考6>

民間企業においてAI対応のために進めている研修のあり方について複数の例を聞いているが、（1）いくつかのレベルに分けて能力の獲得目標をセットし別の研修を行なっている、（2）最低レベルは「利用者」として全員に履修させる、（3）「利用者」には経営層まで含めて考える（経営層の一部はより高度な研修を受ける）、などが共通点として指摘できる。特に利用者としての研修は共通性が高いと思われるので、自治大学校などを通じて自治体間で共通のものを提供していくことも考えられるかと思う。

（自治体にとっての「経営層」である首長・地方議員に何かを強制するのが困難であることについては承知しているが……）

#### <参考7>

今回パンデミック対応で支出した臨時交付金については、きちんとした準備がない状況での窮余の策という性格もあり、後出しであまりどうこう言いたくはないと思っている。次の危機が生じた場合に適切な制度的対応が取れるようにするために今回の対応を分析し、グッドプラクティスを残す（逆に失敗点を修正する）ことを重視すべきだろう。各自治体からの公表についても、いまから文句は言わないので正確かつ正直に評価を出してほしいと（どれだけ効果があるかはともかく）求めた方がいいと考える。補助金等をもたらす立場としての経験から言うと、この結果があとに響くと思うと可能な限りポジティブな評価を出そうとするものであり、これによって本当は存在した問題点が隠蔽される可能性は高い

と思っている。

<参考 8>

臨時交付金ベースだと効果の把握が難しいのはわかるが、（米国ならニューディール政策対応で1930年代にナショナルセキュリティ番号が投入され社会インフラ化していることを考えると）COVID-19対策についてマイナンバーが進んできたことを踏まえてマイナンバーを通じてインセンティブを付与する、マイナンバーと保険やSuica、ETC2.0などとのID連携とデータ接続によって臨時交付金の効果把握を迅速かつ明確化していくために（機械学習なども取り入れた）財政効果を高める新たな方法論を今後に向けて検討してもらいたい。

<参考 9>

地方創生臨時交付金について

ミクロの視点からの効果検証だけでなく、マクロの視点からの効果検証も重要ではないかと思う。個々の事業の効率性に多少の問題があったとしても、外的ショックで経済が落ち込んだときに大規模歳出を迅速に行えるスキームがマクロでみれば有効であったという評価もありうると思う。ミクロの効率性を重視しすぎて、マクロの効率性を軽視することのないように進めていただきたい。

<参考10>

今後、各自治体で行なわれた施策の効果を相互比較するなどのためにも、システム共通化によって出力されるデータの形式などを揃えることが持つ意味が大きいという点にも留意しておく必要があるかと思う。

<参考 11>

デジタル庁で技術の把握・検証をした結果をもとに所管省庁が規制の見直しをするというテクノロジーマップ・技術カタログの取り組みは、両者の専門性をうまく組み合わせてDXを推進するという観点で非常に適切だと思う。自治体まで含めて、これを踏まえた規制のデジタル化が進展することを期待する。

<参考 12>

農水省の回答に関して、基本法検証の中で、水利施設等の集落での管理ができていない点がヒアリング等からも明らかにされているものと思われる。従来の行政手法に限界が来ていることの指摘に対する回答をお願いしたい。